

佐賀県告示第 266 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 30 年 7 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|--------------------------------------|-------------------|
| 関医院 | 唐津市船宮町 2302 番地 33 | 平成 29 年 12 月 31 日 |
| 池田歯科 | 武雄市武雄町大字武雄 5896 番地 2 T - c u b e 101 | 平成 30 年 1 月 31 日 |
| 副島歯科医院 | 小城市芦刈町三王崎 326 番地 8 | 平成 30 年 2 月 28 日 |